第３号様式（第７条関係）

リース料金の算定根拠明細書

　匝瑳市長　あて

　　　　　　　　　　　　　リース事業者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

　　　　　　　　　　　　（法人の場合）　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

　　　　　　　　　　　リース先　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

　補助事業で導入する設備については、下記のとおりであることについて間違いありません。

　また、注意事項に記載されている内容について、間違いがないこと及び補助金交付後も遵守することを誓約します。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象設備 | リース期間（  月数） | 匝瑳市補助金額(a) | リース料総額  ※　前払金を含む、税抜き金額 | | |
| 補助金なしの場合(b) | 補助金ありの場合(c) | 差額(d)  ((b)-(c)) |
|  |  |  |  |  |  |
|  | | | | | |

（注意事項）

（１）　補助金ありの場合のリース料総額(c) 又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後又は入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書その他の書面をリース事業者及びリース先で締結の上、提出すること。

（２）　補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(d) が、匝瑳市補助金額(a)以上であること。

（３）　匝瑳市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形でリース先に還元されること。リース契約とは別にリース先に支払われる形は認めない。

（４）　リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。